

下水道法施行規則の一部改正等について（概要）（案）

下水道法の一部を改正する法律（平成17年法律第70号）及び下水道法施行令の一部を改正する政令案（仮称）（平成17年政令 号）を踏まえた、下水道法施行規則の一部を改正する省令案（仮称）、下水の水質の検定方法等に関する省令の一部を改正する省令案（仮称）、下水道法施行令第5条の4第5号の国土交通大臣が定める措置を定める告示案（仮称）、昭和四十六年建設省告示第千七百五号の一部を改正する告示案（仮称）の概要は次のとおりです。

下水道法施行規則の一部を改正する省令案（仮称）

1. 高度処理の推進のための流域別下水道整備総合計画制度の見直し関係

(1) 放流水の窒素含有量又は燐含有量についての終末処理場ごとの削減目標量等に関する事項を流域別下水道整備総合計画に定めるに当たり、

- ・ 法第2条の2第2項第2号の区域に係る下水道の終末処理場から放流される下水の窒素含有量又は燐含有量についての当該終末処理場ごとの削減の状況等を勘案することとします。（法第2条の2第2項関係）

(2) 高度処理終末処理場⁽¹⁾を管理する地方公共団体が、法第2条の2第4項の規定による申出をしようとするときに都道府県に提出すべき書類を、

- ・ 当該申出に係る窒素含有量又は燐含有量及びその削減方法、当該高度処理終末処理場の設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の予定額、当該他の地方公共団体⁽²⁾による費用の負担に関する事項等を記載した申出書とします。

また、申出書に添付する書類を、

- ・ 当該高度処理終末処理場等の事業計画の写し、当該他の地方公共団体が当該申出に同意する旨を記載した文書とします。（法第2条の2第4項関係）

(1) 他の終末処理場の削減目標量の一部に相当する窒素含有量又は燐含有量を削減する旨の申出をし、流域別下水道整備総合計画に記載することにより、当該他の地方公共団体に、当該高度処理終末処理場の設置又は改築に要する費用の一部を負担させることができる終末処理場のこと。

(2) (1)中の他の地方公共団体のこと。

2. 雨水流域下水道制度の創設関係

雨水流域下水道及び雨水流域下水道に接続する公共下水道に係る事業計画の様式を追加します。

（法第5条第2項、第25条の4第2項関係）

3. 事故時の措置関係

公共下水道又は流域下水道の施設として特定の有害物質の処理施設（いわゆる前処理施設）が設けられている場合（事故時の措置の規定が適用されない場合）に、当該処理施設において下水を処理すべき区域として下水道管理者が公示する内容を、

- ・ 当該処理施設で処理できる区域、有害物質の種類等とします。（令第9条の9第3号関係）

4. 排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準の見直し

生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設として、

- ・ 排水管その他の下水が飛散し、又は人が下水に接するおそれのない構造のもの

- ・ 人が処理された下水に接することが予定される部分を有し、かつ、当該部分の上流端における水質が、ア)放流水の水質の技術上の基準を満たし、イ)大腸菌が検出されず、濁度が2度以下であるもの
- ・ 上記のほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質等からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるものを定めます。(令第5条の4第3号関係)

5. 施行期日その他

上記1.から3.までについては平成17年11月1日から、4.については平成18年4月1日から施行します。

また、その他の所要の改正を行います。

下水の水質の検定方法等に関する省令の一部を改正する省令案(仮称)

下水道法施行令の一部改正に伴う規定の整理を行います。

この省令は、平成17年11月1日から施行します。

下水道法施行令第5条の4第5号の国土交通大臣が定める措置を定める告示案(仮称)

下水道法施行令第5条の4第5号の国土交通大臣が定める措置を、地震動のレベル及び施設の重要度(地域の防災対策上の必要性、破損した場合に二次災害を誘発するおそれ等)に応じて講ずべき次の措置とします。(令第5条の4第5号関係)

- ・ 変形により損傷が生ずるおそれがある場合には、可撓継手^{とつ}、伸縮継手の設置等、
- ・ 周辺の地盤に液状化が生ずるおそれがある場合には、地盤の改良、埋戻し土の締固め又は碎石による埋戻し、杭基礎の強化等、
- ・ 周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合には、護岸の強化等

この告示は、平成18年4月1日から施行します。

昭和四十六年建設省告示第七百五号の一部を改正する告示案(仮称)

他の地方公共団体が管理する終末処理場の削減目標量の一部に相当するものとして窒素含有量又は^{りん}燐含有量を削減する高度処理終末処理場の設置又は改築のうち、当該他の地方公共団体が管理する下水道の区分に応じ、当該区分に係る下水道の終末処理場についての現行の補助率を乗じて国庫補助金の額を算出することとなる国土交通大臣が定める設置又は改築を、

- ・ 高度処理終末処理場の設置又は改築により削減する窒素含有量又は^{りん}燐含有量に占める他の地方公共団体のために削減する窒素含有量又は燐含有量の割合に対応する設置又は改築とします。

その他、下水道法施行令の一部改正に伴う規定の整理を行います。

この告示は、平成17年11月1日から施行します。

(注)

- ・「法」とは、下水道法の一部を改正する法律(平成17年法律第70号)による改正後の下水道法をいいます。
- ・「令」とは、下水道法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第 号)による改正後の下水道法施行令をいいます。